

平成29年度の取り組みについて

	P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
				課題	今後の対策
1 退院支援	【県・入院医療機関・在宅に係る機関】 ・退院支援体制を構築するための質の高い退院支援を行うための、先行地域の実例を他地域でも実施できるような情報提供や人材育成の実施。 ・医療従事者団体や病院等が実施する在宅医療に係る研修への講師派遣。 ・情報システムを利用した多職種による患者情報の共有の検討。	・退院支援指針を用いて、多職種と地域のそれぞれの役割を可視化した退院支援体制フローシートの作成や病院・地域における退院支援体制構築に向けた人材育成を実施。 フローシートを作成した医療機関：2機関(安芸、幡多福祉保健所管内で1機関ずつ) 管理者研修：1回73名 入退院支援コーディネーター能力習得研修：3回延べ30人 多職種協働研修：12回延べ394人 看護管理者研修：8回延べ164人 ・医療機関が実施する研修に対し、在宅医療に関して、先進的な取り組みを行っている医療機関や在宅医療に精通している関係機関から講師を派遣し、多職種の関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげる取り組みを実施。 受講機関：6機関 受講者：457名 ●医療従事者レベルアップ事業(決算：249千円) ・県からの支援により国立大学法人高知大学が開発した、自宅等で療養する患者の情報を医療・介護の関係機関がスムーズに情報共有できる医療介護連携情報システムの本格運用を開始し、システム説明会の実施、多職種が集まる会議や個別の事業所への説明等の取組を実施。	・地域における多職種の役割の確認や課題を共有することで、退院支援の質の向上につながった。また、各種研修の実施により、退院調整支援を実施する人材の育成につながり、在宅療養環境の整備が図られた。 ・講師派遣事業によって医療機関の在宅医療への理解を促進することで、よりよい退院支援や急変時の入院受入につながったと考える。H26からH29までで延べ22機関において当事業が活用され、1,445人が研修を受講しており、県内における在宅医療の推進に貢献した。 ・医療介護連携情報システムの本格運用の開始後も利用者の意見を踏まえた改修を実施し、利用者にとってより使い勝手の良いシステムとなった。また、システム説明会の実施、多職種が集まる会議や個別の事業所への説明等の取組の実施により、59の事業所が医療介護連携情報システムに加入している。	・退院支援体制構築のための指針の活用・普及をより進めるために、引き続き、病院への支援が必要。 ・講師派遣事業を活用し、研修を実施する医療機関数の増加。 ・医療介護連携情報システムを効果的に活用するためには地域の医療・介護の連携施設のまとまったシステムへの加入及び利用が必要。	・多職種及び地域と協働した退院支援の実施方法を修得する研修や相談支援を実施する。 ・講師派遣事業を継続するとともに、関係機関への周知を図る。 ・今後も加入施設の増加に向けた周知を継続し、地域の医療・介護の連携施設のまとまったシステムへの加入及び利用ができるよう検討を行う。
	【県・市町村】 病院・介護関係者(ケアマネジャー、地域包括支援センター)と協働した「入退院時引継ぎルール」の策定・運用に向けた支援	福祉保健所ごとの「入退院時の引継ぎルール」策定・運用に向けた関係機関との協議等への支援。	各管内において、地域地域における入退院時の引継ぎルールの策定に向けた医療、介護の関係者との協議を通じて、退院後、円滑に在宅生活に移行できる連携体制が構築された。	入退院時の引継ぎルールを定着させる必要がある。 ルール運用を通じて、医療と介護の連携がより円滑に進むよう継続した改善への取組が必要。	全ての圏域で入退院時の引継ぎルールを策定し運用が開始されるよう、また、定着と改善に向け見直し点検協議を実施など策定・運用への支援。
3	【県】 訪問診療可能な医療機関数の増加方策の検討	訪問診療に関する研修会を実施し、訪問診療の導入を促す。 ●医療従事者レベルアップ事業(決算：249千円)	医療資源の効果的な活用に向け、在宅支援の在り方や訪問診療における医療と介護の連携の重要性などについて、研修会を実施することにより、地域での在宅療養の推進が図られ、医療機関の在宅医療への理解につながった。	高知市周辺以外の地域では医療資源が不足しており、地域で完結型の医療連携体制の構築が困難。	多くの医療機関が新たに在宅医療に参入・参画できるよう、また地域の資源を効果的に活用し、身近な医療を確保できるよう、引き続き研修事業を実施していく。
4 日常の療養支援	【県・県看護協会・大学教育機関・訪問看護ステーション連絡協議会】 訪問看護ステーションの設立支援	・訪問看護ステーション連絡協議会に訪問看護利用者や、訪問看護事業所からの相談や問合せに対応することができるような体制を整備し、リーフレット等を用いて医療機関等に紹介したり、訪問看護ステーションの管理者等からも相談を受けられる体制を整えた。 ・委託先：訪問看護ステーション連絡協議会 ・訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費(4,339千円)	・相談対応件数は、利用者・家族からが2件、訪問看護ステーション・医療機関・居宅介護事業所からの相談が99件であった。	・新設の小規模ステーションが多いこと、ステーションの看護管理者の経験年数が浅いことから運営やレセプト請求に関する相談も多い。また、事例相談も多い。 ・ステーションの設置がない地域がある。	・訪問看護ステーション連絡協議会や教育機関等と連携してサービス提供可能な対策の検討
	訪問看護サービス提供体制の整備、サービス提供地域の拡大	●中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金(決算：32,322千円) 補助先：高知県訪問看護ステーション連絡協議会 実績：補助を活用したステーション数 34か所 医療機関1か所 中山間地域等への訪問件数 1,564件、 延べ訪問回数 10,188回 ※訪問サービス提供対象地域外：構原町、東津野村(平成30年度の訪問看護ステーション連絡協議会調査結果) 構原町：病院からの訪問看護対応あり 津野町(東津野村)：訪問看護ステーション越知からのフォローにて対応 大川村：早明浦病院の訪問看護部門からの訪問が可能、訪問看護サービスについて普及啓発を目的とした打合せを大川村、早明浦病院、医療政策課、保健所間で開催	訪問看護サービスが不足している中山間地域等への訪問看護師の派遣調整を行う体制が整備されるとともに、不採算となる遠隔地へのサービス提供に支援を行うことでサービス提供量と提供地域の拡大ができた。	・サービス提供に必要な訪問看護師の育成・確保が困難 ・小規模ステーションが多く急変時対応等に必要24時間体制が困難	(人材確保・育成) 安定的、継続的な人材確保 ・新任の訪問看護師への研修による訪問看護師の人材育成・確保を開始したが、新人及び新任の継続した研修生の確保に向け訪問看護ステーション等と検討 (訪問看護提供体制) 中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業を継続して実施し、中山間地域等における安定的な訪問看護システムを確立する。
5	【県・県看護協会・大学等教育機関・訪問看護ST連絡協議会】 ・教育支援の実施 ・訪問看護師育成と確保	・高知大学医学部に委託し、訪問看護ステーションで勤務する職員の看護技術、アセスメント能力を高めるためにコンサルテーションを行った。 ●訪問看護実践研修業務委託(決算2,160千円) 委託先：国立大学法人高知大学 ・訪問看護師研修事業(施設一在宅を支援する看護師育成研修事業、訪問看護管理者研修事業を行った。 ●訪問看護師研修事業委託(決算 1,486千円) 委託先：高知県看護協会 ●中山間地域等訪問看護師育成講座開設(決算20,000千円) 寄附先：高知県立大学 ●中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金(決算 13,652千円) 補助先：上記研修に参加させたステーションに対して、研修期間中の人件費を支援	・訪問看護実践研修利用施設： 25施設(H28年度と比べ増加) 施設内カンファレンス数： 45件(H28年度と比べ増加) ●訪問看護師研修事業 施設一在宅の移行を支援する看護師育成研修：修了者 47名 ●訪問看護管理者研修：修了者 42名 ●中山間地域等訪問看護師育成講座参加者 新卒枠： 5名、中山間枠： 1名 全域枠： 21名 訪問看護ステーション8施設から訪問看護師の受講があった	・コンサルテーション事業を活用する訪問看護ステーションが増加しているが、特定の医療機関の現任教育に活用されている。 ・中山間地域の訪問看護師の確保と定着 <寄附講座> ・新任期の研修期間が6カ月間であり、研修に出すステーションの負担が大きい。 ・補助金対象のステーションも、短期間の全域枠の研修を受講して。 ・中堅期にある訪問看護師の研修機会が少ない。	・訪問看護実践研修業務委託については、訪問看護活動を行うにあたり、在宅領域で活用できる専門的な知識・技術の習得が必要であるが、認定看護師によるアドバイス等にも限界があること、また、より利用しやすい既存事業が代替機能として確保されていることからH29年度をもって廃止とする。 ・中山間地域等訪問看護師育成講座受講者のフォローアップ研修の内容、時期の検討 <寄附講座> 寄附講座の研修体制を見直し、補助対象を再検討
6	【県】 在宅療養患者や家族へ在宅医療への理解を深め、急変時・看取りの対応ができるよう啓発活動の実施	在宅療養事例を掲載したがん患者向け「在宅療養ハンドブック」の配布 ●在宅緩和ケア等推進事業業務委託(決算1,769千円) 委託先：NPO法人高知緩和ケア協会	がん患者が在宅療養を検討する際の参考として情報提供を行うことができた。	在宅患者が望む場所での看取りのため、日常の療養支援や急変時の対応のときから、看取りに関する適切な情報提供などが必要	患者やその家族などの地域住民に対しての、啓発を引き続き行うとともに、情報提供の場・手段などを検討

平成29年度の取り組みについて

		P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
					課題	今後の対策
急変時の 対応	7	【訪問歯科診療所・県歯科医師会】 ・在宅医療への訪問歯科診療連携の仕組みづくり ・人材育成による在宅歯科医療の推進	・高知県歯科医師会内に設置している高知県在宅歯科医療連携室に加え、平成29年度から幡多保健医療圏にサテライトを開設し、医科・介護等との連携窓口、在宅歯科医療希望者の窓口、在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸出しなどを実施 ・歯科衛生士の県内唯一の養成校である高知学園短期大学に委託し、歯科医療従事者向けに在宅歯科診療に関するスキルアップ研修を実施 ●在宅歯科医療連携室整備事業委託業務(決算:10,074千円) ●在宅歯科医療従事者研修委託業務(決算:1,443千円)	・在宅歯科医療連携室の幡多サテライト開設により、幡多保健医療圏における訪問歯科診療体制の強化及び在宅医療・介護との連携が図られた。 ・歯科衛生士養成校に委託することで現場ニーズに沿った質の高い研修が実施できた。	・在宅歯科医療連携室の更なる活用を図るための周知が必要 ・在宅医療や介護と連携した歯科診療が行えるよう、継続的なスキルアップが必要	・在宅歯科医療連携室の周知と、幡多サテライトの体制強化 ・スキルアップ研修の実施
	8	【訪問薬剤管理指導を実施する薬局・県薬剤師会】 ・訪問薬剤師養成のための研修事業の実施 ・薬局・薬剤師の在宅医療への参画のための訪問看護ステーションやケアマネジャー等多職種との連携事業の実施	在宅訪問薬剤師の養成及びスキルアップのため以下の研修会、事業を実施。 ○研修会の実施 ・在宅訪問研修会(基礎講座)(2ヶ所 計144名参加) ・多職種連携研修会(106名参加) ・在宅訪問薬剤師養成研修(119名参加) ○在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」の実施 高知市及び中央東福祉保健所管内をモデル地区とし、在宅医療・介護関係者等からの在宅患者に関する残薬等服薬情報について、薬剤師が要因を検討し、多職種での連携や薬剤師による在宅訪問等の服薬支援を行う「高知家お薬プロジェクト」に取り組んだ。	・在宅訪問を考えている薬剤師が基礎的な知識を習得できた。 ・「薬局への残薬報告書」(在宅医療・介護関係者から薬局への情報提供する様式)を作成し、多職種が情報共有方法の1つとして活用することで、多職種連携や薬剤師による在宅訪問等による服薬支援に繋がった。	・地域における多職種・他機関との連携を強化するため、モデル地区から県内全域への水平展開が必要。	・訪問薬剤師養成及びスキルアップ、多職種連携を学ぶための研修を継続的に実施する。 ・在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」を県下の取組みとして定着させるため、モデル地区を拡大し、多職種連携体制を強化する。
	9	【県・県看護協会・訪問看護ST連絡協議会】 24時間対応可能なステーションの充実策の検討・実施	訪問看護推進協議会及び訪問看護ステーション連絡協議会等でも検討した。	地域の訪問看護ステーションが連携し、急変時対応が可能な取り組みについて検討はしたが、対応策までの議論には至らなかった。	1事業所当たりの従業員数確保	・訪問看護ステーション連絡協議会や県看護協会と協議し、地域内での連携強化について検討していく。
看取り	10	【県】 患者や家族が「看取り」に関して理解を深め、自己選択が可能となるような情報提供の実施	在宅療養事例を掲載したがん患者向け「在宅療養ハンドブック」の配布【再掲】 ●在宅緩和ケア等推進事業業務委託(決算1,769千円)【再掲】 委託先:NPO法人高知緩和ケア協会	がん患者が在宅療養を検討する際の参考として情報提供を行うことができた。【再掲】	在宅患者が望む場所での看取りのため、看取りに関する適切で継続的な情報提供が必要	患者やその家族などの地域住民に対しての、啓発を引き続き行うとともに、情報提供の場・手段などを検討